

年金

「老齢になった時」「障がいや死亡など万が一の時」暮らしを守る 国民年金の加入について

国民年金は日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方が加入する年金です。対象者は自営業、農林漁業者、学生、無職の方などで、国民年金保険料は納付書による納付や口座振替、クレジットカード、スマートフォンアプリにより納付します。

令和6年度国民年金保険料：1ヵ月16,980円

～加入手続き～

- ◎20歳になった方には、おおむね2週間以内に国民年金に加入したことを知らせる各種通知が届き、基礎年金番号通知書が別途送付されます。
※令和4年4月以降、新たに年金制度に加入された方は、年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書が交付されます。
- ◎厚生年金の適用を受けていた方が60歳未満で退職したときは、年金手帳または基礎年金番号通知書と厚生年金資格喪失証明書を持参し、加入手続きをしてください。
※退職後、再就職に1日でも空白期間があれば加入手続きが必要になりますので注意してください。
- ◎第3号被保険者の方（厚生年金・共済年金に加入している方の健康保険の扶養となっている配偶者）が、所得要件などで扶養の資格を喪失し、自身が厚生年金・共済年金に加入しない場合は年金手帳または基礎年金番号通知書と資格喪失証明書を持参し、種別変更の手続きをしてください。

～免除申請～

国民年金保険料の納付が困難な場合は、所得に応じて保険料の免除申請制度があり、そのほかに学生納付特例や、退職（失業者）などの免除申請制度がありますので相談してください。

～保険料のお得な制度「前納」・「早割」～

まとめて納付すると割引が適用されるお得な「前納」制度があります。また、口座振替は前納のほか当月末振替の「早割（60円割引）」もあり、納め忘れがなく便利です。詳しくは2次元コードでご確認いただくか、下記まで問い合わせしてください。

日本
年金
機構



国民年金の加入と
保険料のご案内



国民年金保険料の
免除制度・納付
猶予制度



国民年金保険料
の前納

問い合わせ先：日本年金機構 苫小牧年金事務所 ☎37-3500
町役場 町民課 国保年金グループ ☎82-2325

国民健康保険 後期高齢者医療

食事療養・生活療養 標準負担額が変わります

入院時の食事療養標準負担額・生活療養標準負担額は、平均的な家計における食費の状況などを勘案し国が定めています。今般の食材費などの高騰などを踏まえ改正され、6月1日から10～30円の増額となります。

【参考例】食事療養標準負担額

対象者			1食につき	
			改正前	【改正後】
下記のいずれにも該当しない方			460円	490円
下記のいずれにも該当しない指定難病患者等			260円	280円
区分※	・区分オ（70歳未満）	過去1年間の入院期間が90日以内	210円	230円
	・低所得者Ⅱ（70歳以上）	過去1年間の入院期間が90日超	160円	180円
	低所得者Ⅰ（70歳以上）		100円	110円

※ご自身の区分が不明な場合は、限度額適用・標準負担減額認定証またはマイナポータルにて確認できます。

問い合わせ先：町民課 国保年金グループ ☎82-2325
後期高齢・医療給付グループ